様式第11（第９条の２関係）

【書類名】　代理人受任届
（【提出日】　令和　　年　　月　　日）
【あて先】　特許庁長官　　殿
（特許庁審判長　　殿）
【事件の表示】
【出願番号】
【手続をした者】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【受任した代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【提出物件の目録】
【物件名】　代理権を証明する書面　　１
【物件名】　（　　）

〔備考〕

１　復代理人が受任を届け出るときは、「【書類名】」を「復代理人受任届」とし、「【手続をした者】」の欄の次に「【代理人】」の欄を設け（備考２の復代理人に係る手続において同様とする。）、復代理人を選任した代理人を記載し、「【受任した代理人】」の欄を「【受任した復代理人】」とする。

２　代理人が辞任を届け出るときは、「【書類名】」を「代理人辞任届」とし、「【受任した代理人】」の欄を「【辞任した代理人】」とする。復代理人が辞任を届け出るときは、「【書類名】」を「復代理人辞任届」とし、「【受任した代理人】」の欄を「【辞任した復代理人】」とする。

３　「【受任した代理人】」の欄に記載すべき者が２人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【受任した代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【受任した代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】

４　その他は、様式第２の備考１から４まで、10から14まで、16から18まで及び22から25まで、様式第４の備考１、２及び４並びに様式第９の備考６、８及び９と同様とする。この場合において、様式第２の備考16中「記載する。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「【代表者】」の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「業務を執行する社員は○○○○」のように業務を執行する社員の氏名を記載する（弁理士法施行令（平成12年政令第384号）第７条第２号及び第12号の期間の延長の請求をする場合を除く。）」とあるのは「記載する」と、様式第９の備考８中「代理人の選任若しくは変更又はその代理権の内容の変更若しくは消滅」とあるのは「代理人に選任されたこと又は代理権が消滅したこと」と読み替えるものとする。

様式第12（第９条の２関係）

代理人受任（復代理人受任）届

（令和　　年　　月　　日）

特許庁長官　　殿
（特許庁審判長　　殿）

１　事件の表示
２　手続をした者
事件との関係
住所（居所）
氏名（名称）
３　受任した代理人
住所（居所）
氏名（名称）
４　添付書類の目録
（１）　代理権を証明する書面　　１通
（２）（　　通）

〔備考〕

１　復代理人に係る届出をするときは、様式中３及び４を１項ずつ繰り下げ、「２　手続をした者」の次に「３　代理人」の欄を設け（備考２の復代理人に係る手続において同様とする。）、復代理人を選任した代理人を記載する。

２　代理人が辞任を届け出るときは、表題を「代理人辞任届」とし、「受任した代理人」の欄を「辞任した代理人」とする。復代理人が辞任を届け出るときは、表題を「復代理人辞任届」とし、「受任した代理人」の欄を「辞任した復代理人」とする。

３　その他は、様式第３の備考１から３まで、５、７から11まで及び14から16まで、様式第５の備考２及び３並びに様式第10の備考１、５及び６と同様とする。この場合において、様式第３の備考11中「及ばない。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「代表者」の次に「代理関係の特記事項」の欄を設けて、「業務を執行する社員は○○○○」のように業務を執行する社員の氏名を記載する（弁理士法施行令第７条第２号及び第12号の期間の延長の請求をする場合を除く。）」とあるのは「及ばない」と、様式第10の備考５中「代理人の選任若しくは変更又はその代理権の内容の変更若しくは消滅」とあるのは「代理人に選任されたこと又は代理権が消滅したこと」と読み替えるものとする。